



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

少し今の生活を振り返ってみてください。今朝食べたものは何だったか、今日着ているものは何か、今使っている機械は日本製か。今や私たちが日常生活で食べる食材、着る衣類、使う日本製の機械ほぼすべてにおいて、間違いなく技能実習生が製造に携わっています。日本人の生活は技能実習生の生産力なくして成り立たなくなっています。キャベツを美味しく食べられたり、新しい服をさわやかに着こなしたり、便利な機械を安く買えたりするのはまさに制度のお陰であり、我々は毎日その恩恵を受けています。

技能実習制度に携わっていると「建前・本音」という言葉をよく耳にします。制度の建前は国際貢献だが、本音は労働力不足を補うことを目的としているという主張です。他方、労働力不足を補うことを目的としても、人づくりの国際貢献の考えに基づいて制度設計されているため、単純な労働力の受け入れのみでは得られない効果があり、他国にない制度の国際貢献の要素がより良い外国人を集めていることも事実です。外国人労働力は、もはや日本社会に欠かせないものになっているのは明らかである以上、制度の両面性をよく理解して、バランス良く両方のメリットが得られよう運用することが重要です。

7月号は、ちょっと言いにくい知っておくべき隠されたシナリオの話をします。

1. 【暴露】ちょっと言いにくい知っておくべき隠されたシナリオ

日本弁護士会連合会（日弁連）は、「こそこそ技能実習制度を隠れ蓑にして外国人労働力を受け入れるのはやめて、正面から外国人労働者に門戸を開くべきだ」とする制度廃止論を展開します。また、労働組合（ユニオン）は、「このままでは労働者の権利擁護が図れない」と制度批判論を訴えます。いずれも、外国人労働力を正面から受け入れないことが問題の主因だから、歪んだ受け入れの仕組みは早晩改廃するべきと主張しています。さらに、技能実習制度は、家族の帯同を認めておらず、また、残業代不払いや失踪者の多いことなど人権侵害の温床となっているとしています。

他方、外国人労働力を正面から受け入れたとしても、技能実習制度に比べて労働争議が減るという保証はありません。むしろ、労働力不足を補うために外国人労働力を受け入れることとして登場した「特定技能制度」では、労働争議が発生しやすい状況にあります。なぜなら、特定技能では入社翌日から転職自由で、企業に対する帰属意識が薄くなりがちだからです。監理団体の縛りがある技能実習制度より、生活支援をする登録支援機関の方が、外国人労働者の人権擁護が図かれ失踪者を減少させるという筋書きどおりにすんなりといく簡単な話ではありません。

外国人労働者を受け入れるにあたり、監理団体が介在しない特定技能に、監理団体に代わって登録支援機関制度

を新設して、企業と実習生に対する一定の監理と支援の役割を任せようとしていますが、専門の監理団体と副業・兼業の登録支援機関との間の力の差は歴然です。現実には登録支援機関を兼ねている監理団体も多いので目立ちませんが、登録支援機関単独で人権擁護のために監理と支援の機能を発揮できるかと言えば、その評価はまだ先のことでしょう。さらに、技能実習制度には、公的な権限を有する技能実習機構の監視のグリップと目が届きますが、技能実習機構がカバーしない外国人労働者が増えれば、それだけトラブルが増えるのは自明です。

トラブルが増えれば、当然、弁護士のニーズが増えます。また、労働争議の下地があれば、労働組合は組合員になるよう外国人労働者を勧誘します。そして、団体交渉が増えれば、団体交渉の結果、会社側から労働者に入る金額の20～30%、多い場合には半分がカンパの名目で労働組合に吸い上げられることにもなりかねません。

TITSC は、恣意的な情報に流されることなく制度の荒波に乗っていくことが求められる監理団体の皆さまに対し、様々な情報と経験を基に多面的な状況を理解し、適切なアドバイスと支援をしています。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>